

地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は 女性に関する施策の推進状況について（平成 16 年度）

目 的

全国の地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況を把握し、とりまとめた結果を情報提供することにより、今後の施策の展開に資する。

調 査 対 象

47 都道府県、13 政令指定都市、3110 市（区）町村（平成 16 年 4 月 1 日現在）
（注）政令指定都市を除く市（区）町村の情報については各都道府県を通じて把握した。

調査基準日

原則として平成 16 年 4 月 1 日現在だが、調査項目によっては各地方自治体の事情により、調査時点が異なる場合がある。詳細は各集計表を参照のこと。

その他

- ・ 本調査の管理職および採用者に関する調査対象範囲は、教職員以外で各地方自治体の定員となっている職員。国家公務員の身分で自治体に出向している職員などは含まない。
- ・ 平成 15 年度調査までは一部自治体の警察本部が各自治体の事情により含まれていなかったが、平成 16 年度調査では全自治体の県警本部を対象としている。
- ・ 管理職のうち一般行政職の定義は、総務省「地方公務員団体定員管理調査」、「地方公務員給与の実態」の概念と一致させており、税務職、研究職、医師・歯科医師職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職等以外の職員を指す。

調査結果の概要

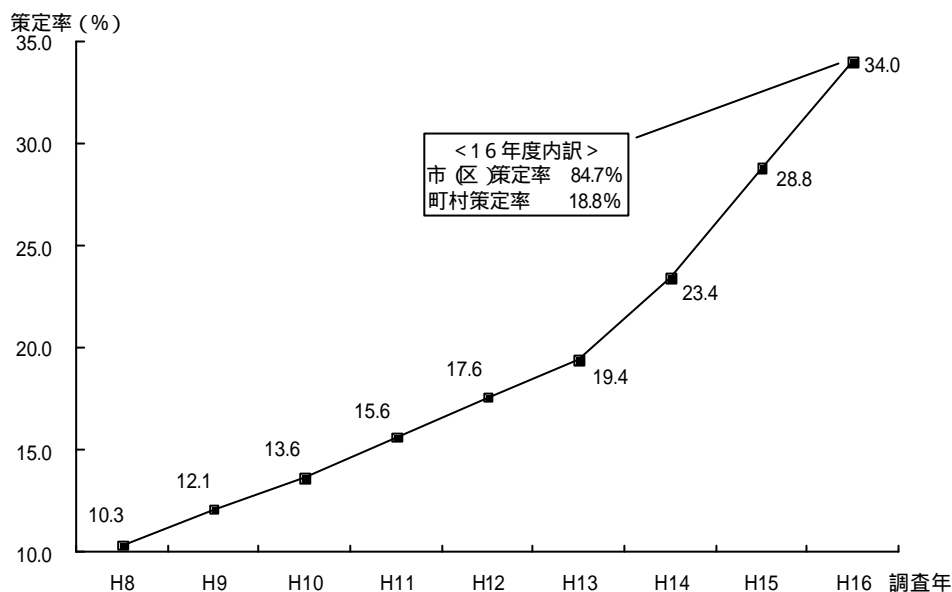
1. 男女共同参画に関する計画の整備

全ての都道府県と政令指定都市において、男女共同参画に関する計画を策定している。

市（区）町村で計画を策定している自治体は34.0%となり順調に増加している（図1）。内訳をみると、市（区）の策定率は84.7%と高いが、町村は18.8%となっている。

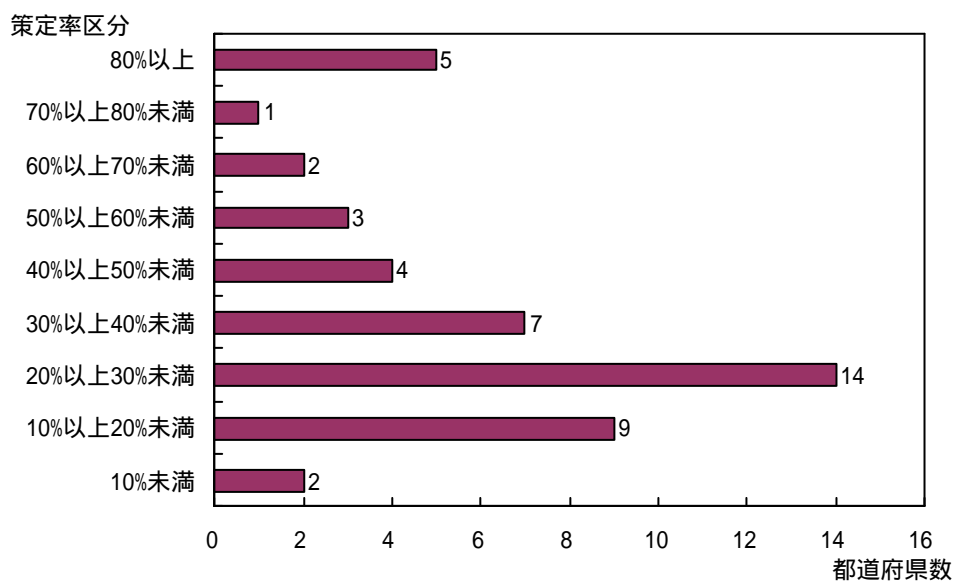
また、計画を作成検討中の市（区）町村は346自治体（11.1%）となっている。

図1 市（区）町村における男女共同参画計画の策定率の推移



都道府県別にみると、市（区）町村の計画策定状況には差がみられ、5府県では管内市（区）町村の8割以上で計画を策定している一方、2県では策定率が1割に達していない状況となっている（図2）。

図2 都道府県における管内市（区）町村の計画策定率の分布



<参考> 管内市（区）町村の計画策定率が80%以上の都府県

大阪府（90.9%）、神奈川県（83.8%）、福井県（82.4%）、山梨県（80.4%）、埼玉県（80.0%）

2. 男女共同参画に関する条例

平成15年度中に4県、83市(区)町村で新たに男女共同参画に関する条例が制定されるなど進展がみられた(図3)。

これを都道府県、政令指定都市でみると、46都道府県および全政令指定都市で条例が制定され、未制定の自治体は1県となっている。市(区)町村についてみると、市(区)では条例を制定している自治体は23.3%、町村では2.7%となっている。今後の検討状況を見ると、市(区)の40.0%、町村の27.2%が検討を予定している(図4)。

図3 地方自治体における男女共同参画に関する条例制定状況

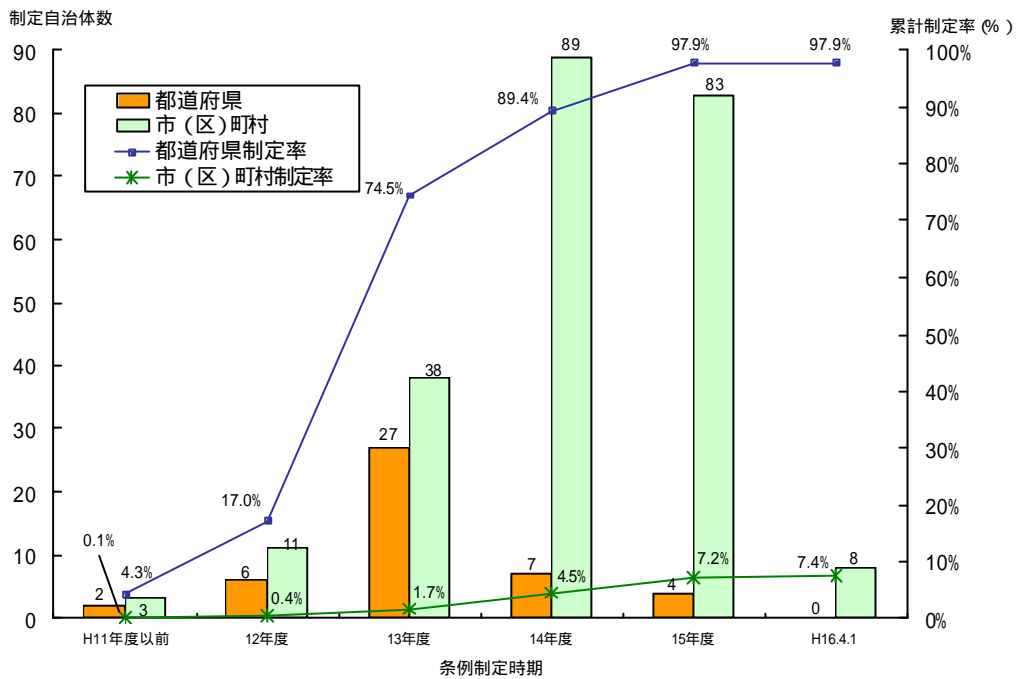
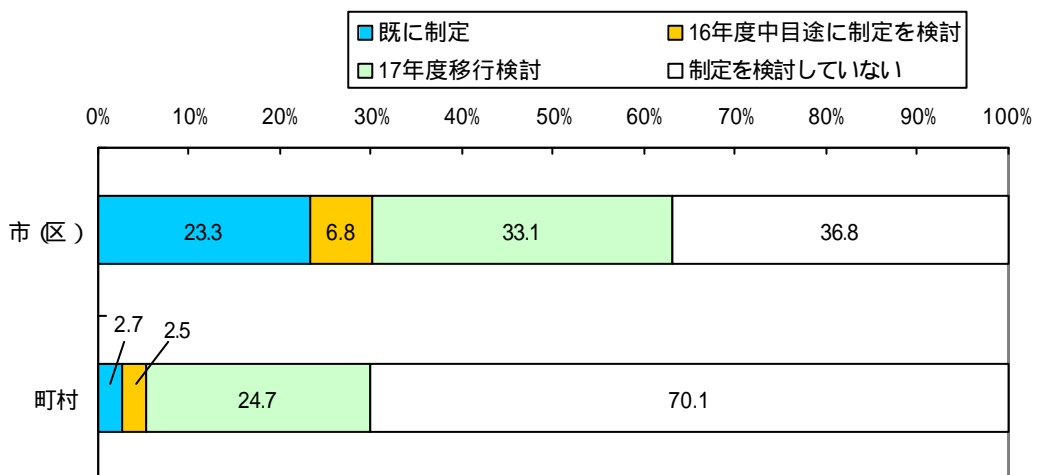


図4 条例制定の検討状況



3. 推進体制

男女共同参画または女性問題に関する推進体制として、全ての都道府県、政令指定都市に行政連絡会議及び諮問機関・懇談会が設置されている。行政連絡会議は32都道府県が知事を、12府県が副知事を長としており、政令指定都市では7市が市長を、5市が助役（又は副市長）を長としている。

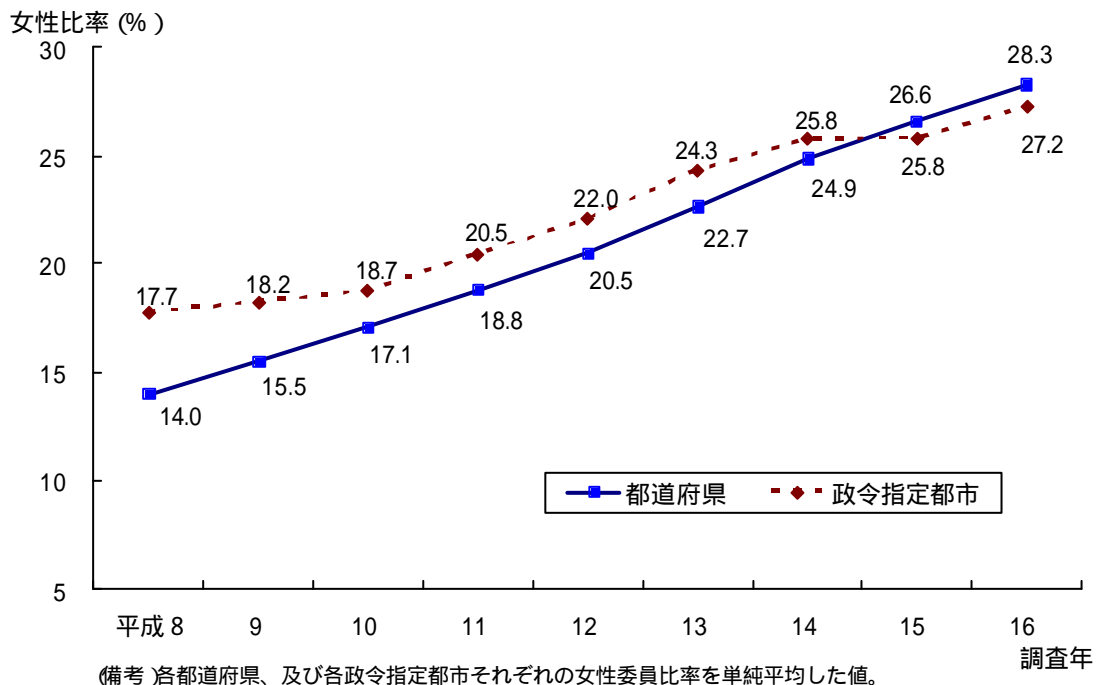
市（区）町村についてみると、行政連絡会議が設置されている割合は28.2%、諮問機関・懇談会が設置されている割合も28.2%となっている。

4. 審議会等委員への女性の登用

女性の登用目標の対象となる審議会委員の女性比率は、都道府県で平均28.3%、政令指定都市で27.2%となり順調に増加している（図5）。自治体別にみると、全ての都道府県・政令指定都市で20%を超えており、30%以上の自治体は13となっている（図6）。

女性の登用方策として、ほとんどの都道府県、政令指定都市が女性人材名簿を作成しており、約9割が委員の公募、7割以上が人材育成事業を実施している。

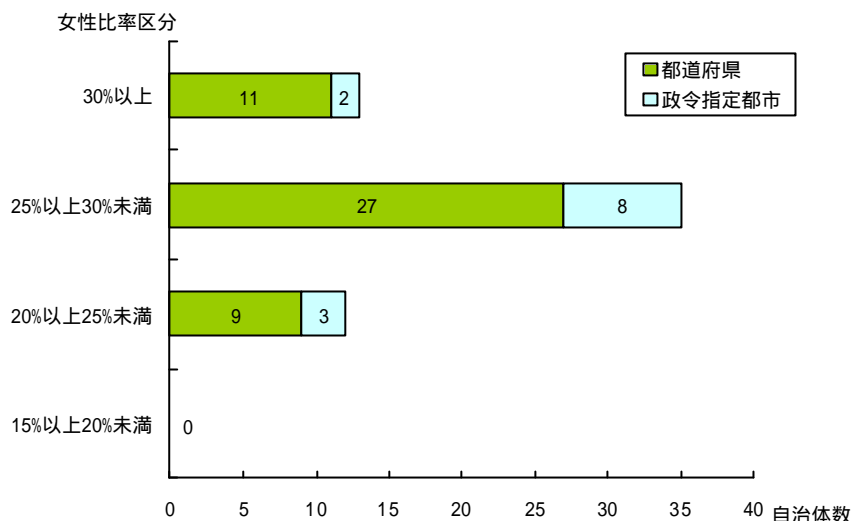
図5 都道府県・政令指定都市における審議会等委員の女性比率の推移



< 参考 >

国の審議会等委員女性比率（平成15年9月30日現在） 26.8%

図6 各都道府県・政令指定都市の登用目標の対象である審議会等委員の女性比率



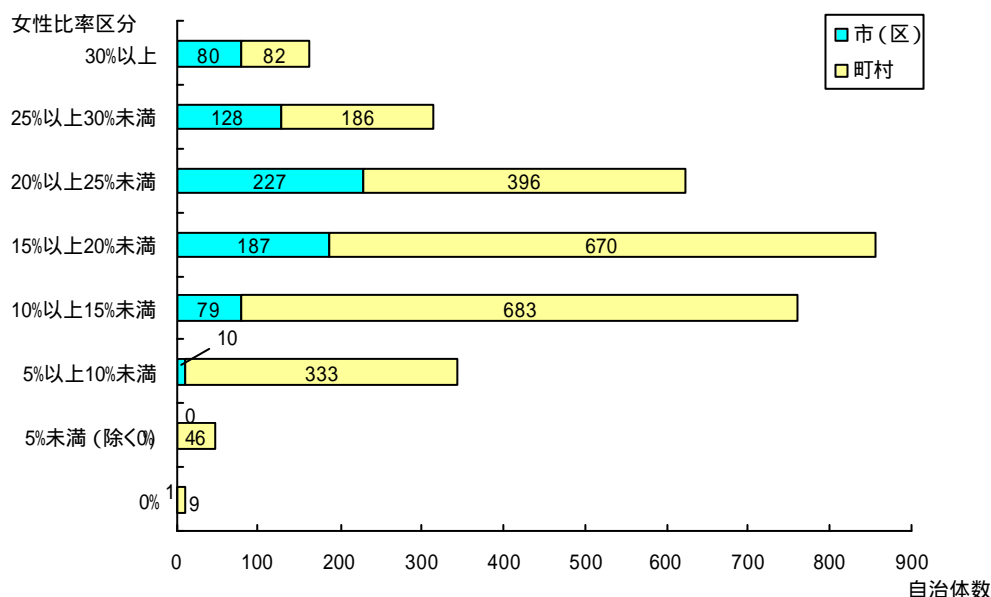
<参考> 審議会等委員の女性比率が30%を超えている都道府県・政令指定都市

鳥取県(42.9%)、島根県(36.8%)、青森県(35.9%)、高知県(34.2%)、福岡県(34.0%)、大阪府(33.0%)、愛媛県(32.2%)、横浜市(31.8%)、大阪市(30.7%)、岐阜県(30.6%)、徳島県(30.5%)、神奈川県(30.0%)、京都府(30.0%)

市(区)町村において、審議会等委員の登用目標を定めている自治体は全体の29.8%となっている。この内訳をみると市(区)では80.1%と高く、町村では14.8%にとどまっている。また、目標を設定している市(区)町村が80%以上の県がある一方で、10%未満の県もあるなど地域での取組に格差が見られる。

全ての市(区)町村について、法律、政令及び条例により設置されている審議会等の女性比率についてみると、平均が19.8%であり、うち市(区)は23.1%、町村は17.1%となっている。また、80市(区)及び82町村では30%を超えている一方、55町村では女性委員がいないか5%未満となっている(図7)。

図7 市(区)町村における法律、政令又は条例に基づく審議会等委員の女性比率



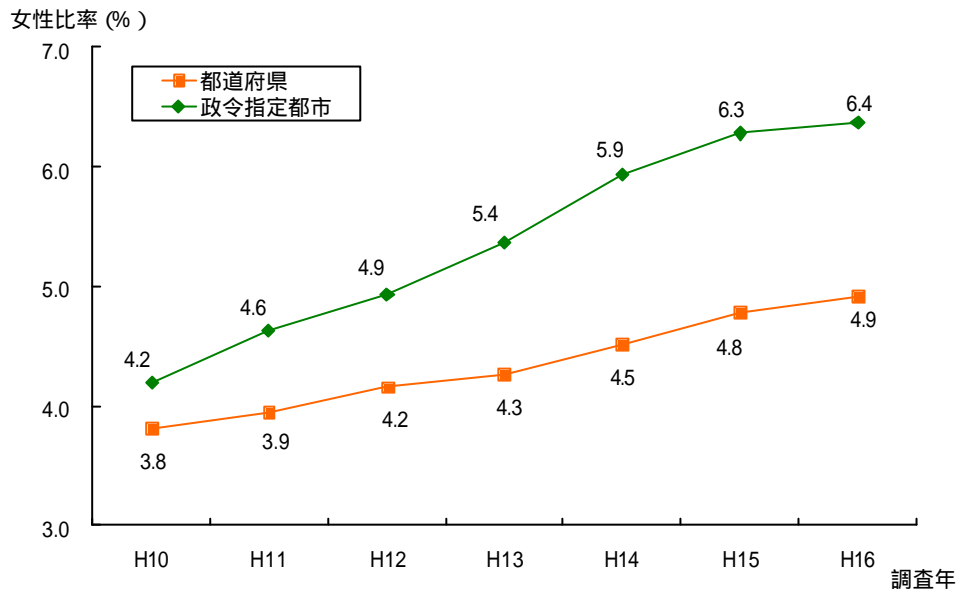
5. 女性管理職の登用

都道府県、政令指定都市の管理職（本庁の課長相当職以上）の女性比率をみると、都道府県は平均4.9%、政令指定都市は平均6.4%となり緩やかに増加している（図8）。

本庁、支庁・地方事務所別にみると、本庁の平均3.6%に対して、支庁・地方事務所は平均6.9%とやや高くなっている。

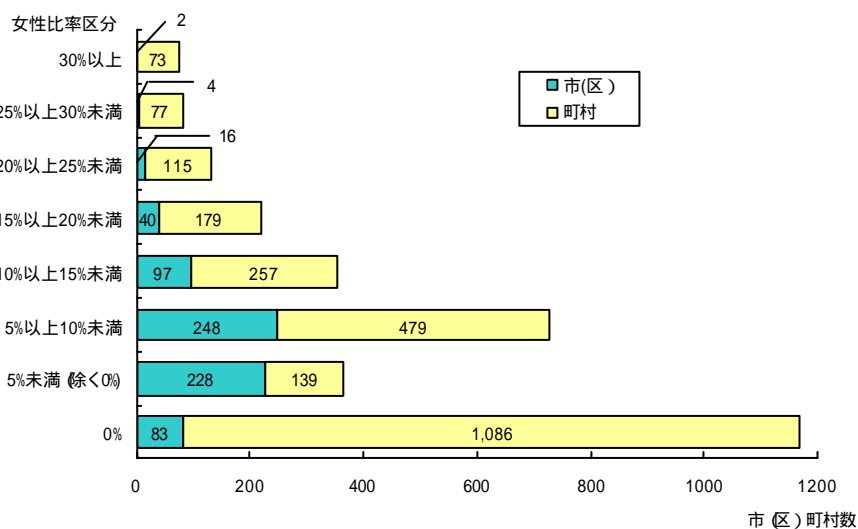
女性の登用を促進するために管理職登用目標の設定を行っている自治体は14自治体となっている。

図8 都道府県・政令指定都市における管理職（本庁課長相当職以上）の女性比率の推移



市（区）町村の管理職の女性比率についてみると、平均は7.6%であり、うち市（区）では7.2%、町村では8.3%となっている。また、都道府県、政令指定都市ではほとんどなかった10%を超える自治体が市（区）では159自治体、町村では701自治体ある。こうした一方、女性管理職が1人もいない自治体が1169自治体もあり、自治体間に大きな格差が存在している（図9）。

図9 市（区）町村における管理職（本庁課長相当職以上）の女性比率



6．男女共同参画・女性問題に関する職員研修

30都道府県、11政令指定都市では、職員を対象として、男女共同参画や女性問題を主題とした講演会や研修会を実施している。また、42都道府県、12政令指定都市では、新任者研修や管理職研修等の一般研修の中に男女共同参画や女性問題の講義等を組み入れている。さらに、ほとんどの自治体が国や民間等が行う男女共同参画を主題とした研修へ職員を派遣している。

7．男女共同参画・女性のための総合的な施設

40都道府県、12政令指定都市に男女共同参画・女性のための総合的な施設が設置されており、男女共同参画を推進するため、広報啓発、調査研究、相談、交流促進事業等を行っている。

市(区)町村についてみると、251自治体において同施設が整備されており、地域の男女共同参画推進の拠点となっている。

8．男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立

20都道府県、9政令指定都市で男女共同参画・女性関係事業を推進するために基金や財団を設立している。実施している事業としては、男女共同参画・女性のための施設運営を行っている他、広報啓発、交流促進事業等を直接行っている。

9．平成16年度男女共同参画・女性関係予算

都道府県及び政令指定都市の男女共同参画・女性に関係する平成16年度予算は、一部を除いて減少したところが多く、総額で約109億円となり、平成15年度の約115億円よりやや減少している。

11．平成16年度に予定している取組

(1) 行事

平成16年度の行事として、9割以上の都道府県、政令指定都市でフォーラム・シンポジウムの開催、人材育成研修や啓発講座を予定している。

男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動には8割以上の都道府県、政令指定都市が取り組むこととしている。その他、国際交流・海外派遣事業の実施などが予定されている。

(2) 男女共同参画・女性に関する広報、啓発、調査

全ての都道府県、政令指定都市においてホームページが開設されている他、広報誌等の発行や番組の提供により、地域において広く男女共同参画に関する情報提供が行われている。

また、43都道府県、7政令指定都市において年次報告が作成されている。26都道府県、8政令指定都市では男女共同参画の視点から広報ガイドラインを策定している。

11．自治体と民間団体(女性団体等)との連携

(1) 自治体と民間団体の連携方法

都道府県、政令指定都市では、民間団体との連携を図るために、9割以上が自治体からの情報提供を、8割以上が民間団体の組織化を行っている。この他多くの自治体において助成金の交付や意見交換会の開催、共催事業の実施等が行われている。

(2) 民間団体のネットワーク活動

41都道府県、10政令指定都市では、民間団体のネットワークを組織している。これらのネットワークでは、定例会議の開催、機関誌の発行、パンフレットの作成、交流イベントの開催等を通じて、民間団体間の情報交換や交流活動を行っている。

1.2. 男女共同参画の宣言を行った市町村の状況

106の市(区)町村(15年度は95)が男女共同参画宣言都市となり、男女共同参画社会の実現に取り組んでいる。このうち69自治体が男女共同参画宣言都市奨励事業を実施している。

1.3. 男女共同参画関係施策についての苦情の処理を行う体制

42都道府県、12政令指定都市では、苦情の処理を行う体制が構築されている。処理体制が置かれるのは、県庁内が最も多くなっている。また、苦情処理体制のある市(区)町村は258自治体となっている。

(参考) 地方議会の女性議員

地方議員の女性比率は、緩やかに増加している。内訳をみると、都道府県議会は6.9%、市(区)議会は12.3%であり、そのうち政令指定都市は16.0%と高くなっている。一方、町村議会は5.6%にとどまっている。

女性議員の割合別に議会の構成比をみると、都道府県議会、市(区)議会では、5%以上10%未満が最も多く、都道府県議会では全体の44.7%、市(区)議会では全体の27.1%となっている。一方、町村議会では女性議員がいない議会が全体の45.9%を占めている(図10)。

図10 地方議会における女性議員の割合の推移

